

居宅介護支援事業 重要事項説明書
(ケアプランの作成に関する説明書)

街かどステーション でい-ふらっふ

居宅介護支援事業所

指定番号 兵庫県 第 2871700916 号

〒656-0443 南あわじ市八木養宜上 446-1

電 話 0799-43-3011

F A X 0799-43-3022

街かどステーション でいーふらっぷ 居宅介護支援事業所

重要事項説明書

居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明します。わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (0799) 43-3011 / FAX (0799) 43-3022

営業日	月曜日から金曜日 (但し、国民の休日、12月30日～1月3日を除く)
営業時間	8:30～17:30

2. 当事業所の法人概要について

法人名	一般社団法人 つばさ
所在地	〒656-0443 南あわじ市八木養宜上 446 番 1
連絡先	電話 (0799)-43-3011 FAX (0799)-43-3022
代表者	代表理事 出口 博久
設立年月日	平成 21 年 10 月 1 日

〈事業概要〉

- ①居宅介護支援事業所 街かどステーション でいーふらっぷ
- ②通所介護事業所 街かどステーション D-flap
- ③訪問介護事業所 街かどステーション

3. 居宅介護支援サービス提供を担当する事業所について

(1)事業所の所在地

事業所名	街かどステーション でいーふらっぷ 居宅介護支援事業所
所在地	〒656-0443 南あわじ市八木養宜上 446 番 1
連絡先	電話 (0799)-43-3011 FAX (0799)-43-3022
事業所の 指定番号	2871700916 指定年月日 平成 23 年 3 月 15 日
事業開始時期	平成 23 年 4 月 1 日
サービス提供 実施地域	南あわじ市、洲本市、淡路市 (地域以外の方でもご希望の方はご相談ください)

(2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護者等の依頼を受け、要介護者等の心身の状況や環境、希望等を基に、居宅サービス計画を作成するとともに各サービスの提供が確保されるよう、各事業者との調整、また、要介護者等が介護保険施設への入所を希望する場合は、介護保険施設の紹介等の便宜の提供を行うことを目的とします。
事業の方針	①利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活ができるように配慮します。 ②利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な医療、保健福祉サービスが可能な業者から総合的かつ効果的に提供されているよう配慮します。 ③利用者の意志・人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供されるサービスが特定の種類や事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。 ④市町及び各市地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者及び介護保険施設との連携に努めます。 ⑤必要な研修を行い、サービスの質の向上に努めます。 ⑥サービス提供の前に必要な説明を行い、同意を得てからサービスの提供を行います。 ⑦「居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を遵守します。

4. 当事業所の従業員について

事業所の管理者	街かどステーション でいーふらっぷ居宅介護支援事業所 介護支援専門員兼務 【氏名】 (橋本 智富美)
---------	--

職 種	定数	業 務 内 容	勤 務 体 制
介護支援専門員	3名	居宅介護支援の提供を行います。	常勤(兼務)1名 非常勤 2名
事務員	1名	必要な事務を行います。	実状にあわせて配置

5. 提供するサービスの内容と料金について

(1) サービス内容

- ① 介護保険訪問調査の受託
- ② 新予防給付ケアマネジメント業務の受託
- ③ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- ④ 要介護認定の申請代行
- ⑤ 給付管理票の作成

(2) 料金

【料金】（介護報酬に定める基準額）

要介護1・2＝10,760円

要介護3・4・5＝13,980円

【加算】（介護報酬に定める各加算額）

以下の項目については、その現状が発生した場合に加算となります。

① 初回加算 3,000円

新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して1月につき所定単位数を加算します。

② 入院時情報連携加算

利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算します。

(イ)入院時情報連携加算Ⅰ 2,000円

(ロ)入院時情報連携加算Ⅱ 1,000円

③ 退院・退所加算

退院又は退所に当たって、医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を

(イ)カンファレンス以外の方法により1回

(ロ)カンファレンスにより1回

で受けた上で(イ)居宅サービス計画を作成し居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合加算します。

(入院又は退所期間中につき1回を限度)

(イ)退院・退所加算Ⅰ 4,500円

(ロ)退院・退所加算Ⅱ 6,000円

注1) 介護保険が適用される場合は、以上の報酬は直接介護保険から当事業所に給付されますので、利用者の負担はありません。

注2) 但し、利用者に保険料の滞納がある場合は、利用者より全額料金をいただき、当事業所が発行する証明書をもって後日払い戻しとなる

場合があります。(償還払い)

注3) 滞納の期間によっては、全額利用者のご負担となる場合もあります。

注4) 要介護認定の前に居宅介護支援サービスが提供され、認定後、利用者が「自立・要支援1・2」と判定された場合、地域包括支援センターが居宅サービス計画を策定することになります。

6. その他の費用について

交 通 費	サービス提供実施地域以外については、 片道5キロメートル未満は300円。 片道5キロメートル～10キロメートル未満500円。 片道10キロメートル以上については5キロメートル増すごとに100円を加算。 タクシーを利用した場合は、実費負担とします。
解 約 料	無料です。
暫定居宅サービス 計画作成費 (自立認定時)	要介護認定時の前に居宅介護支援サービスが提供され、認定後に利用者が自立と認定された場合、居宅サービス計画作成に伴う実費として4,000円をいただきます。
複写物の交付	1枚につき10円をいただきます。
サービス実施のために利用者宅で使用する電話料金	やむを得ず、ご自宅の電話を使用した場合、利用者の負担となります。

7. 料金の支払時期と支払方法について

利用料・その他の 費用の請求	①利用料その他の費用は、利用者負担がある場合に、利用の月ごとにその合計金額を請求いたします。 請求書は利用明細を添えて、利用のあった月の翌月10日までに利用者宛にお届けします。但し、請求額のない月はお届けしません。
利用料・その他の 費用の支払い	①請求書を受け取られましたら、お渡しする利用者控えと内容を照合の上、請求月の25日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。 (ア) 事業者指定口座への振り込み 淡陽信用組合 市支店 普通預金 No 0163414 口座名義 一般社団法人 つばさ 管理者 代表理事 出口 博久 <u>※振込手数料は、利用者様の負担となります。</u> (イ) 現金支払 ②お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

8. 介護支援の担当者（介護支援専門員）について

（1）介護支援専門員の利用者宅への訪問頻度の目安について

当事業所の介護支援専門員が、利用者の状況を把握するために、毎月1回は、お宅を訪問します。

また、利用者からご依頼がある場合や、居宅介護支援業務の遂行の上で不可欠であると認められる場合で利用者の承認を得た場合は、介護支援専門員は利用者のお宅を訪問します。

（2）介護支援専門員の変更

①担当の介護支援専門員の変更を希望される場合は、相談窓口の担当者までご連絡ください。

②事業者側の都合により、介護支援専門員を交代させる場合は、交代の理由を明らかにし、交代の後の介護支援専門員の氏名を契約書別紙により利用者に通知します。

（3）身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証明証を携行し、初回訪問時及び利用者またはその家族から求められた時は、いつでも身分証を提示します。

9. 事業者の責務について

（1）居宅介護支援の提供の記録について

利用者に提供したサービス提供の記録は、利用者の要介護認定等の満了日から5年以上保管します。記録については利用者とその家族に限り、閲覧及び写しの交付が可能です。

（2）秘密保持と個人情報（プライバシー）の保護について

当事業所及び従業員がサービスを提供する際に、利用者やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービスを提供するために、サービス担当者会議等で利用者もしくはご家族の情報を使用します。この場合には、あらかじめ利用者もしくはご家族に対して同意を得た上で使用します。その際、同意書に記名をいただきます。なお、利用者のご家族からの希望があった場合には、利用者に連絡するのと同様の通知をご家族にも行う場合があります。

（3）賠償責任について

①当事業所の責任において、利用者の生命・身体・財産などを傷つけた場合は事業所は利用者にもその損害を賠償いたします。

②当事業所は「社会福祉施設総合保険」（あいおいニッセイ同和損害保険（株））に加入しています。内容詳細についてお知りになりたい場合は、当事業所管理者までご連絡ください。

10. 契約の解除について

（1）利用者からの契約解除について

①利用者は当事業所に対し、契約書に添付した「契約解約申出書」を解約する日の7日前までに事業所に届け出ることによって、この契約を解約することができます。この場合の解約料は無料です。

②次の場合は、利用者は事業者に申し出を行うことによって、「契約解約申出書」を提出することなしに、この契約をいつでも解約することができます。この場合も解約料は無料です。

ア．事業者が正当な理由なしに居宅介護支援事業の提供を行わない場合

イ．事業者が守秘義務に反した場合

ウ．事業者が利用者やそのご家族に対して契約しがたいほど重要な社会通念を逸脱する行為を行った場合

エ．事業者が破産、その他事業者がこの契約に定める居宅介護支援の提供を正常に行い得ない状況に陥った場合

オ．利用者の緊急入院等、やむを得ない場合

③ただし、前項①②以外の手続き、または理由により解約を希望される場合は解約料を支払うことにより、直ちにこの契約を解約できます。

(2) 事業者からの契約解約について

当事業所は、事業の廃止や縮小によりサービスの提供が困難となった場合など、やむを得ない事由がある場合、利用者に対して契約終了日の1ヵ月までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解約することができます。この場合、当事業所は他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど、利用者が続けて滞りなく介護保険を利用してサービスを受けることができるように支援します。

ただし、次の場合には、1ヵ月以上の事前申し出期間なしに、この契約を解約することができます。

ア．利用者がこの契約に定める利用料金などの支払いを3ヵ月以上滞納し、文書による支払い催促を行ったにもかかわらず、催促の日から14日以内にその支払いがなかった場合

イ．利用者もしくはその家族による契約を継続しがたいほどの重大な行為により、円滑なサービスが提供できなくなる場合（この場合は解約する理由を示した文書をお客様にお渡しします。）

1.1. 契約の終了

次の場合には、自動的に契約は終了します。

1．利用者が介護保険施設へ入所した場合

2．利用者が特定施設入所者生活介護、痴呆対応型共同生活介護の受給を開始した場合

3．利用者が身体障害者療養施設等の介護保険の被保険者としての資格を失う施設へ入所した場合

4．利用者の要介護認定区分が、自立・要支援と認定された場合

5．利用者が当事業所の営業ができない程遠くに移転された場合

6．利用者がお亡くなりになった場合

12. 緊急時の連絡

サービス提供中に利用者の緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、必要な対応を行います。その際、予め指定する連絡先にも連絡します。

13. 相談・苦情窓口

次のことについてご相談や苦情などがございましたら、以下の窓口までご連絡なくお申し出ください。

① 当事業所が提供するサービスについて

② 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて

(1) 当施設における相談・苦情の受付

街かどステーション でいーふらっふ 居宅介護支援事業所	南あわじ市八木養宜上446-1 電 話 (0799) 43-3011 FAX (0799) 43-3022 受付時間 10:00~16:00 月~金
-----------------------------------	---

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会	神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電 話 (078) 332-5617 FAX (078) 332-5650 受付時間 9:00~17:15 月~金
○南あわじ市市民福祉部 長寿・保険課	南あわじ市市善光寺22番地1 電 話 (0799) 43-5217 FAX (0799) 43-5317 受付時間 9:00~17:00 月~金
○洲本市健康福祉部 介護福祉課	洲本市港2番26号(洲本市健康福祉館内) 電 話 (0799) 22-9333 FAX (0799) 26-0552 受付時間 9:00~17:00 月~金

令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分

説明者 介護支援専門員
氏 名

上記の職員から重要事項の説明を受け、了承致しました。

契約者・利用者・身元引受人

氏 名 (ご利用者)

印

氏 名 (ご家族・身元引受人)

印